

令和 7 年度 第 3 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 7 年 6 月 2 5 日

令和7年度 第3回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年6月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克己
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子
	24 番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 ただいまより、令和7年度丹波市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号14番の新才委員から、遅れるとの連絡がございました。

つきましては、現時点での出席委員は23名となっております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。以上です。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号8番の山本浩子委員、議席番号10番の足立年一委員、両委員よりお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号21番 ～

～ 報告第2号 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を贈与により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は6ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を贈与により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は6ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番と番号4番は譲受人が同一のため、一括で議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番と番号4番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は7ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

利用計画は、形状変更後、来年からゴマを栽培することになっています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

利用計画は、ニンジンや大根などの野菜を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番、番号7番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番、番号7番は譲受人が同一のため、まとめて説明させていただきます。

番号6番と番号7番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページと10ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

作付計画は、野菜と水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号8番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、売買により経営規模を拡大したいもので、地図は11ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、議案を見ていただきますと、譲受人が高齢で市外に住所がございますけれども、12ページを見ていただきますと、右端の方に拠点がありまして、この方の実家でございます、ここを拠点に管理をされるということです。当人は会社を経営されており、地元で何人も社員を雇用されている状況もございます。その社員と一緒に管理をしていくということになりますので、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番～番号15番、報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番から番号15番までを、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号10番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は13ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号11番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

図面は14ページに示しております。

申請地には柿、梅などの果樹が植えられており、引き続きこれらを栽培する計画となっております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

図面は15ページ、16ページに示しております。

野菜、果樹、水稻を栽培予定でございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

関連しまして、報告第2号の番号1番です。図面は16ページを御覧ください。

届出地は、畜舎になっております。今回届をするに当たって、始末書を添付されております。今から始末書を読み上げます。

届出地につきまして、無断で山羊のための小屋を作りました。この小屋につきましては基礎のない小屋でございます。農地法の手続きを怠っており、この度お詫び申し上げます。報告は以上でございます。

引き続き、番号13番につきましては、農地を贈与によって取得して経営規模を拡大したいということでございます。図面は16ページを御覧ください。

ここは、現在栗が植っております。この譲受人が以前から管理されておったということで、市道がすぐ横にありまして、そこから入っていくということでございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号14番は、農地を売買によって取得し、新たに農業経営を開始したいということでございます。図面は16ページに示しております。

利用計画は、栗と野菜を作りたいということでございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号15番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は17ページに示しております。

図面の左上の白い部分は、前回5月分で取得され、この農地と一体的に大豆を栽培したいということです。

この方につきましても、右手に拠点を置かれて、ここで、土日祝日になったら帰ってこれ

ます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番、報告第2号の番号1番につきまして、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第2号の番号1番について、御承知おきください。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１６番～番号１８番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１６番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１６番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は１８ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１７番、番号１８番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１７番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は１９ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号１８番は農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は２０ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１６番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１７番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１８番について、質問、意見等はありませんか。

〇〇委員。

○委員 拠点は、〇〇ですか。

○委員 ○○です。

○委員 ○○から通って、営農されるんですか。

○委員 実家が○○にあります。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

只今、新才委員が出席されました。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号19番～21番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号19番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、地図は21ページにつけております。

拠点となる古民家も購入し、栽培は野菜、農機具は古民家についておりました管理機を使用する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号20番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号20番は、農地を贈与により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しています。

取得後は、水稻栽培をされる予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号21番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号21番は、農地を拠点とする住宅とともに売買により取得し、農業経営を開始するというもので、図面は23ページに示しています。

取得後は野菜を作付される予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第２号 番号１番 ～

○議長 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１番は一般住宅を建設するための申請で、図面は２６ページと２７ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第４条第６項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第 3 号 番号 1 番～番号 9 番 ～

○議長 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 番は、売買により一般住宅・カーポートとして利用するための申請でございます。図面は 3 1 ページに示しております。

申請地の農地区分は、公共施設から 5 0 0 メートル以内に位置する農地のため、第 2 種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限であり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 2 番～番号 7 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 2 番から番号 6 番までを、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号 2 番は、売買によって介護福祉施設、露天駐車場として利用するための申請です。図面は 3 2 ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が 4 0 パーセント以上で、8 0 . 5 パーセントを占めており第 3 種農地と判断されると考えられます。

地元自治会、農会、水利組合等の同意も得ております。周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号 3 番は、売買によって一般住宅、露天駐車場として利用するための申請でございます。

図面は33ページに示しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するために、第2種農地と判断されます。

隣接者、地元自治会、農会、水利組合等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号4番は、売買により、ドローン製作の事務所及び作業場でございます。ここに図面を示しておりませんが、ドローンを製作したり室内で試作、飛ばしたりするということです。建物の高さは10メートル程度です。

隣接者、地元自治会、水利組合、農会長の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

雨水につきましても、前側が市道ですので、市道側に雨水を流すということです。平面上見えにくい状態ですが、現地は50センチメートル程嵩上げするということです。

農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号5番は、売買によって露天駐車場として利用するための申請です。図面は16ページに示しております。

自営用の駐車場が狭いので、露天駐車場を設置したいということです。

地元自治会、農会等にも同意を得られております。周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

すいません。申し訳ないです。番号4番の農地区分は、第1種農地です。第1種農地につきまして説明が抜かっておりました。転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当するということです。

番号5番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するために、第2種農地でございます。

番号6番は、売買によって、露天資材置場として利用する申請でございます。図面は34ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えられます。

地元自治会、農会、水利組合等の同意も得ており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、売買により一般住宅・ガレージとして利用するための申請です。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるために、第1種農地と判断されるところですが、転用目的が、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のために、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 第1種農地の例外で日常生活上必要な施設とは、どのような施設が日常生活上必要かどうか、地域委員会としてどういう判断されたのですか。

○委員 地域委員会としての判断ですか。

○委員 ドローンが日常生活に必要かどうかの判断。

○委員 この事業者が、事業をするうえで必要な施設ということで解釈したのですが、図面15ページを見ていただいたらわかると思うのですが、この法人は15ページの左上が事務所になっておりまして、従業員の駐車場がこの下にございます。事業をされているということで。集落に接しておるけれども日常生活と言いますか、事業をする上で必要な施設ということで解釈したんです。そのために例外的許可事由に該当すると、理解させていただいたんです。

○委員 聞き間違いかも知れませんが、最後に第4条第6項ってというような言葉が出て来てないかな。5条やのに。

○委員 農地法第5条第2項ですね。申し訳ございません。○○委員が言われたけれども、日常生活とかここで事業がおこなわれておる、そういう意味での必要な施設ということで解釈させていただいた。第1種の例外的許可事由に該当する。

○議長 あわせてその前の番号1番。

○委員 ○○委員と内容は同じですが、日常生活上必要と判断する範囲は、こういった範囲、

基準になるのですかね。そこが分からない。

○委員 ちょっと。

○議長 第1種農地の例外的許可事由の中で、日常生活に必要っていうような、例外的事由が適用されたということで、討論ございました。その内容について、それでいいのかという。その辺のお話を、事務局から説明させます。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

まず、1件目の第1種農地の判定でございますけれども、今回は特定土地改良事業等に含まれておりませんが、集団規模が10ヘクタールを超えているので、その場合に第1種農地という判断をしたということでございます。

2点目の日常生活上必要な施設に該当するかどうかの考え方でございます。今回の譲受人は集落に事業所を設置されている。事業者の代表者は当該地域に住まわれているということで、言わば地元の企業です。地元の事業者が、その会社の目的、事業として行う施設は、日常生活上必要な施設等に該当すると判断されます。分かりやすく言えば、地元の運送屋さんがトラックの駐車場を新たに確保するのは、例外的許可事由に該当するとこれまでから判断をしています。以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 それは理解できました。

それと〇〇平米も要るの。ちょっと分からへんのやけど。

○議長 ここは地域委員会から説明をお願いします。

○委員 ここにつきましては、書類の中でございますけれども、〇〇平米につきましては、当該の書類はございませんということです。1,000平米未満ということですね。添付されておられません。

○委員 仕事するのに、〇〇平米も使っていいものかと言うことなんやけどね。使用するのか。

○議長 確認のため、暫時休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは再開します。

春日地域委員会から再度答弁をお願いいたします。

○委員 すいません。ちょっと時間かかりました。

これは大きな建屋を建てるために、これだけの敷地が必要だとの図面を出していただいております。範囲で、ドローンを制作したらドローンを飛ばすということでございますので、それだけの面積が必要だということに申請をしていただいております。最後に申しあげましたように、建屋も高い10メートルくらい、ドローンを飛ばしますので、幅が8メートル規模の高さの構造物でございます。それだけの面積が必要だということになっております。そういう申請でございます。

○委員 事務所と、ドローンを飛ばすところは一緒の名義。

○議長 建屋の中にも一部事務所がある。この事業者である会社、情報通信業。この会社は、ソフト開発をする会社で、事業の内容は、山の関係のアプリを開発している会社です。今回この

ドローンに載せて外から見て、測る機能があるドローンを開発しようという中で、ドローンを飛ばして試験をする場所で、今回の建屋がそれだけ大きいものが要するという理由はそこにあります。その分を隣接する土地に建設して、事業の拡大を図ろうという内容の申請でございますので、地域委員会としては、そういう話で聞いております。

○委員 それともう一つ敷地面積の中には、県と協議しまして緑地という部分を設けております。そういう形になっております。

今、議長が言いましたように、実は元々はそんなアプリを開発している会社でございます。

特に山林関係をやっておる会社でございます。私にはちょっと難しい会社でありますけど。そこら辺は、ドローンを製作して利用されるので一体となって取り組む事業ということです。一つ付け加えますけども、前から見たら緑地も含んだ面積となっております。以上です。

○議長 地域委員会からいろいろ報告いただいたと思うのですが、内容につきましては以上でございます。

さらに質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 それでは意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

各地域委員会から確認報告ですが、端的に要領よく、説明をお願いしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番と番号9番ですが、譲受人が同一のために、一括して議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号8番、番号9番は、売買により取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は36ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっとよろしいか。ここ道路の拡幅計画があるんですけどね、御存じですかね。

○委員 ここというと。

○委員 南側の道路の拡幅計画があるんですけどね。支障はないのかなと。

○委員 道路の部署とか河川ですかね。そういう所との協議は終わっているみたいですよ。

○委員 知ってましたか。

○委員 はい。そういうものが出ておりますけど。

○委員 特に協議はやってますか。何か言うと、南側から拡幅計画があるんです。今この辺に杭を打ってないかなと思うんですが。

○委員 今のところこちら側にはなかったですね。左岸ですかね。左岸にはなかったです。右岸はどうかわかりませんけど。

○委員 その辺のところが、土木事務所と協議をしとるんでしょうね。右岸側の道路拡幅。

○委員 そこまでは私もあれですけど、内容協議は終わっていると、河川の方と。だから早い目に許可とか引っかからないように。協議は終わっているみたいです。協議書が出ていました。河川の係との協議書が出ていると聞いています。

○委員 その国道の南側の所で、太陽光やっているところありました。あそこは引っかからないと聞いていたんですがね。ここは広いから太陽光ができるさかいに、お聞きした。これが果たして太陽光の道路拡幅ね、太陽光に影響するのかなと思ったんですけどね。

○委員 なるほど。その話、影響については、私の方では何も聞いておりません。

○委員 問題ないということで、理解させてもらったらよろしいか。

○議長 確認について、今のところ協議もしていただいて、確認はしていますということで、地域委員会の方でよろしいか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○議長 ほかに、番号８番について、質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

引き続きまして、番号９番について、同じく質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

休憩に入ります。

（休憩）

（再開）

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第４号 番号１番～番号１２番 ～

○議長 議案第４号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６ページに示しています。

６月１７日に確認したところ、現地は住宅利用の宅地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページに示しています。

6月13日に地域委員会で確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は7ページに示しています。

氷上地域委員会で6月13日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページに示しております。

6月13日に確認したところ、現地は集会場跡地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページに示しております。

6月13日に確認をしたところ、現地は倉庫の一部となっており作業場として利用をされております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は43ページに示しています。

6月13日に確認したところ、現地は防火水槽になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。

6月13日に青垣地域委員会で確認をいたしましたところ、〇番〇は山林、〇番は住宅、〇

番〇、〇番〇は露天資材置場となっており、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、〇番〇は昭和51年頃、〇番は平成5年頃、〇番〇、〇番〇は平成6年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに、問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は14ページに示しておるとおりでございます。

6月16日に確認しましたが、現地は農作業場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃であり、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

この申請につきましては、農作業場を建設時に転用許可が出ておりましたが、地目変更登記がされておらず、今日に至っております。今回物件の売買を進めるによって、改めて地目変更のための非農地証明願が出ております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、番号 9 番～番号 11 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 9 番と番号 10 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 9 番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は 18 ページにつけております。

6 月 12 日に地域委員会で確認しましたところ、現地は露天駐車場になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、平成 10 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

番号 10 番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は 45 ページにつけております。

6 月 12 日に確認しましたところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 63 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

○委員 番号 11 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 11 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 20 ページに示しております。

6 月 12 日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 40 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 9 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 10 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 10 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１２番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は２３ページに示しています。

６月１２日に確認したところ、３筆とも砂利を敷き詰めた住宅跡地の更地となっておりまして、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 ～

○議長 議案第５号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から確認報告ですが、まず柏原地域委員会におきまして、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が報告します。

番号１番から番号４番まで、６月１７日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

（該当委員復席）

○議長 氷上地域の案件について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号５番から番号３０番まで、６月１３日の氷上地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号７番、番号８番につきまして、番号７番は地域外にお住まいでございますが、地元農家からの指導を受けながら栽培をして、農業技術等を習得していきたいと、機械等はその地元の方にお借りするということでございます。

番号８番につきましては、拠点となりますのは、実家がこの近くにありますので、そこを拠点にして農作業に従事するというようになっております。

以上でございます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

○委員 すいません。教えてほしいんですけど、番号７番、番号８番の期間ですが、１年７か月というのは、他のやつと合わせて、それが１０年となるんですか。ちょっとどうなんかな。

○委員 確認しておりません。

○委員 基本的に１０年間やと認識しているのですが。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

番号７番、番号８番につきましては、転貸のケースでございます。土地の所有者から中間管理に貸出しがされて、中間管理から耕作者に貸出しがされるということで、二段階の契約になっておりますので、機構から借受人の部分が今回は変更ということになっております。ですの

で、備考のところに権利移転する者の名前が入っていますが、そこは前の耕作者ということになります。ですので、今回は耕作者が変わった。そういうことで処理をしております。

それから、期間の件でございますけれども、原則は10年ということになっております。今回は転貸で残りの期間ということでございます。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに、内容につきまして、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、青垣地域委員会の確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、青垣地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号31番から番号100番まで、6月13日の青垣地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域の案件の中にも9年何か月というのがあって、以前は個人で借りていたのを、会社に変更した。全体としては10年ということにしてる。いわゆる転貸という形で、御理解ください。

それでは続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１０１番から番号１０９番までです。６月１６日に春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１１０番と番号１１１番、６月１２日の山南地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１１２番から番号１１７番まで、６月１２日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日、山南、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

内容につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日、山南、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、春日、山南、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。ありがとうございます。

～ 報告第１号 ～

○議長 続きまして、報告に入ります。

報告第１号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第１号、番号１番～番号３番朗読

○議長 事務局から説明が終わりました。

補足することはございますか。

○委員 番号１番について、４９ページになるんですけども、周りの田んぼや道路よりも一段低くなっており、大雨の際に水没したり、出入口の勾配が急でトラクターの出入りの際に危険が生じたりするため、かさ上げして野菜を作りたいということです。以上です。

○議長 ほか、番号２番、番号３番は補足説明ないですか。

○委員 特にないです。

○議長 内容につきまして、何か質問等はございませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 特にないようでしたら、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、内容につきまして、御承知おきください。

本日予定しておりました内容につきましては、以上となります。この際、何か意見等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、別紙の配布しております、道の駅を核とした丹波市地方創生2.0という講演会が、この27日の夕方にハートフルかすがでございます。内容につきましては、まさにこの地方創生が行われようとしておる中で、2拠点居住であったり、関係人口の増大であったり、そういうことが国から提示されます。その中で道の駅が発展して、どうやって動いて行って、この地域をどうやって盛り上げていくのか、という内容の講演会でございますので、参加は無料で参加いただけますのでよろしくお願いします。

実は国交省の審議官の方は、地域計画をやっていたときの農水省の担当課長。そういうことがありまして、国土政策というのを今担当されているようでございますので、興味のある方は是非御参加いただきたいというふうに思います。以上ですのでよろしくお願いします。

ほかに何かございませんか。

それでは、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 ありがとうございます。

それでは、これで終わるのですが、私のほうから2点お繋ぎします。

1点目は、できるだけ会議をスムーズに進めたいということで、今日も非農地証明願のところを、できるだけ事務局には、できるだけ短く簡潔に説明していただけるように改善しております。今日は恐らく支障はなかったかというふうに思いますので、今後もそのような形で、改善していこうというふうに考えております。

その中で、逆に我々の口述につきましては、ちょっとだらだらと、もう十分内容伝わらないようなこともございましたので、しっかりと内容を把握した上で、できるだけ簡潔に明瞭に口述をお願いします。

2点目は、会議の途中で、今日も何回も携帯電話が鳴る場面がございました。非常に気になりますので、会議中は携帯電話の電源を切るなり、マナーモードにするなりして、支障のないように提案しておきたいと思います。

今度の全体総会が終わりますと、我々の任期もあと1年ということになりますので、総会にも十分慣れてきておられると思いますが、いま一度気を引き締めて、最後の1年、しっかりとお願いしたいということをお伝えして、本日の会議は終わりにしたいと思います。

どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和 7 年 6 月 2 5 日

議 長 ㊟

議事録署名委員（ 8 番委員） ㊟

議事録署名委員（1 0 番委員） ㊟